

第9回 個人線量モニタリング指針検討会議事録

1. 開催日時：平成25年2月7日(木) 15:15～17:00
2. 開催場所：日本電気協会 3階 303会議室
3. 参加者（順不同、敬称略）
 - 出席委員：青野(四国電力), 天野(東北電力), 市川(東芝), 小野寺(電源開発), 加藤(日立アロカ), 川西(日本原電), 菊池(北海道電力), 熊谷(中国電力), 鈴木(産総研), 西本(中部電力), 福田(千代田テクノル), 本多(放射線計測協会), 吉永(九州電力) (計13名)
 - 代理出席者：荒巻(関西電力, 中村代理), (計1名)
 - オブザーバ：仙波(原安進), 浜田(日本原燃), 森山(日本原燃) (計3名)
 - 欠席委員：石倉(富士電機), 大井(原子力研究開発機構), 尾田(東京電力), 岸本(北陸電力), 山口(日本原電), (計5名)
 - 事務局：黒瀬(日本電気協会) (計1名)
4. 配付資料
 - 資料9-1 第8回個人線量モニタリング指針検討会議事録(案)
 - 資料9-2 再処理施設への適用拡大に係る個人線量モニタリング指針の改定(案)
 - 資料9-3 平成24年度活動計画表(放射線管理分科会部分)
 - 資料9-4 平成24年度各分野の規格策定活動(放射線管理分科会部分)
 - 参考資料1 委員名簿
 - 参考資料2 第10回放射線管理分科会議事録(案)
 - 参考資料3 原子力災害対策指針(改定原案)(第25回原子力規制委員会資料抜粋)
 - 参考資料4 緊急時モニタリングに関する事業者意見(原子力規制委員会 緊急時モニタリング検討チーム第3回資料抜粋)

5. 議事

(1) 会議定足数の確認

出席委員数は14名であり、検討会決議に必要な条件(委員総数(19名)の3分の2以上の出席)を満たした。

(2) 再処理施設への適用拡大に係る個人線量モニタリング指針の改定

オブザーバ(日本原燃)から資料9-2により、指針に追加する場合について紹介を受けた。この会議の前に行われた放射線モニタリング指針への適用の検討の場合と同様に、原子力発電所を対象としている現行版に再処理施設を加える方法としては、【第1案】完全に両者を融合して特に区別はしない方法、【第2案】各章の中で両者を分離して記載する方法、【第3案】第1編と第2編のようなかなり明確に両者を分離して束ねる形態にする方法の3種類が考えられる。今回は第1案での資料が提示され、検討を行った。これらのどの方法がスムーズに記載できるかは、両者の施設やその管理の考え方がどの程度同じなのか異なっているのかによるものと考えられた。なおこの検討の中で、事務局より規格の記載形式に関して、本文と解説を正しく整理し、解説の中には規定事項を記載しないこと、あくまでも説明を記載することという基本につ

いて、再度認識したうえで今後の改訂案作成に取り組んで欲しいこと、また本文に書きたくないので解説にしたいという考えがあるとしたら、それは正しいことではないとの発言があった。

主な質疑は以下のとおり。

- 基本的には新しく規定すべきことは、第1案の形で追記することがわかりやすいと思うが、今回の資料はどのような形にしようとしているのか、ちょっとわかりにくかった。

→ 今回の資料は、全体をよく調整するようなことまでは立ち入ることができず、再処理関係を入れる場合の記述のピックアップ程度しかできていない。また、追加だけでなく、現行版の中でここは不要ではないかと考えた箇所についての削除も欲張って行ってしまった部分がある。そこはどうしても削除してくださいという意味ではない。そういうちょっと中途半端な状態の資料であるが、最初の議論用の資料であることをご了解願いたい。

- 今回の説明はあまり理解できなかった。構成やどのように追加するかということは、次のステップで考えればよいことだ。

- 現在使っている原子力発電所側が、今よりも使い勝手が悪くなるのは困る。再処理関係を追加して、原子力側の記載が変わらないとすれば、基本は別々での記載になるのではないか。

→ 基本の個人の被ばくを管理するという考え方は共通であるが、施設の状況や作業状況によって管理の方法はいろいろあるので、そこは明確に区別しておかないと、汚染のあるところは内部被ばくをするとか、無いところは外部被ばくを従事するというような一律的、一般的な記載にしてしまうと、使い勝手が悪くなると考えられる。

→ 今、言われたような思想の違いをまず記載して、その先は2つの流れになりますというように作り上げるのではないか。

→ 同じことを指す用語は極力合わせるのが当然である。カッコ書きでつけ加えるような方法はあるとは考えられる。

- もう一度、再処理関係で追加記載したいことを素直に全体的に記載いただいて、その後に必要箇所の取捨選択や発電所側の記載との整合などを検討するようなステップで進めて行きたいので、次回以降再度のたたき台を用意していただきたい。

→ 発電所側と分けて比較して検討していく方がスムーズに検討できると考える。

→ 先ほど実施した放射線モニタリング指針検討会における資料と同様に、第2案の形で準備したい。

- 先ほど事務局から規格の構成における本文と解説の関係に関して説明があったが、その書き方のマニュアルとかルールブックはどうなっているのか。

→ 原子力規格委員会で作成されているものがあり、次回の検討会で配布して再度周知させていただく。基本的にはその規格の読者が読む際に誤解が生じないように記載する必要があるが、例として「する。」という文末表現は、その使われているシチュエーションによっては、書き方が悪いと要求事項とも推奨事項とも読める。要求事項、推奨事項の両者ともに他のわかりやすい文末表現があるので、文末を「する。」としなくてもよい。これは一例だが、特に語尾については誤解を受けないような適切な言葉を使っていただくなど、文章の構成の面にも十分な配慮をお願いしたい。電気協会にはJEAC(規格)とJEAG(指針)があり、その考え方が検討されてきた経緯があり、それらも今後、再度認識合わせをさせていただければと考えている。

(3) 平成25年度活動計画

事務局から資料 9-3 及び資料 9-4 により、記載内容が紹介された。本資料については、次回の放射線管理分科会において審議を受けるものであり、本検討会の委員から後日を含めてコメントがあれば、主査及び分科会の幹事間で調整して修正することが了承された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・中長期計画の欄に現在記載がしてないが、ここには放射線モニタリング指針検討会の場合と同様に法令変更等の対応があるのではないか。
- 防災指針の変更は当然関係する。
- その部分を追加することで主査と相談して、その修正案はメールで配信して確認を受けることとする。

(4) その他

事務局より、参考資料 4 により、緊急時に関してどの程度踏み込んだ内容とするべきかについては、ご議論を進めていただく主旨で準備した旨の紹介が行われた。また、参考資料 3 についても、ご意見を求める主旨で準備した旨の紹介が行われた。また、委員からサーベイメータ関連の JIS 改定動向の状況の概要が紹介された。

主な質疑は以下のとおり。

- ・参考資料3の46頁に個人線量モニタリングという言葉が出てきている。各委員においてこの指針に反映すべきことがあるかどうか、見ておいて欲しい。
- ・参考資料4の方は環境モニタリングに関するもので、個人線量モニタリングとの関係は薄い。むしろこの資料ではなくOILなどに関した別の2つの検討会が対応している指針の方が関係が強い。その中でスクリーニングレベルとしてOIL-4で13000cpmとか40000cpmの基準値を出されており、そういうものが指針に取り込む対象ではないか。参考資料3では35頁や36頁が関連する。
- 今回その値の根拠になる測定時に使われたものは、あるメーカーのものでその場にそれがあって、数も結構あったということで使われたという程度の経緯であって、そのGM管の効率からするとその数字になるということで、環境省で推奨とのことにもなっていた。もしハロゲンのGM管を使えば、その値は代わってくる。
- そういうことでも法令化されるということになれば、従う必要が出てくる。取り入れないとおかしいのではないか。こうなる前にだいぶ反論はしたとのことは聞いているが、聞き入れられていない状況かと思う。
- ※印で換算が必要であるとは書かれている。
- 40Bqを換算するとこうなるということですね。
- 40000cpmというのがよくわからない。最初のスクリーニングレベルが40000cpmで1カ月後の値が13000cpmとなっている。根拠がわからない。福島では40000cpmという値は使われていない。
- この検討会の最初の時点では、敷地外は対象外の方角にしていたが、どのように対応していくか。
- シビアアクシデントを考えた場合も、基本は作業者を対象とするのか、一般の人と分けることもできないのではないか。そこまで含めたら、ここでの数回の検討会で納まる内容ではなくなってしまう。
- 防災の部分を含めると、範囲が広がり過ぎるので、分科会で方向性を示してもらう必要がある。

以上